

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

(別添様式2)

公表日:令和6年2月1日

事業所名:こども発達支援センターにじいろ サービス種類:児童発達支援、放課後等デイサービス

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	・利用定員に対する部屋等の広さは、設備に関する基準を確保しており、支援目標や活動内容等に応じて活動する部屋を変えている。	・活動内容によって部屋が違い、民間にない十分な広さのスペースがある。 ・一人だけでもお部屋を準備して下さりありがたいなと思う。 ・支援している場面を見たことがないのでよくわからない。	・活動の際には児童と児童の間隔をできるだけ広く取り、安心して利用できるよう配慮する。
	2 職員の適切な配置	・職員配置は、人員に関する基準を確保しており、言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、臨床心理士(OP)も配置している。 ・医療的ケア児等の受入対応のため、看護師(NS)を配置している。	・STやOTがいるので心強い。 ・活動している場を見てないのでわからないが、降所時の様子で想像して判断している。 ・いつも多くのスタッフが迎えてくれ、とても手厚い。 ・手話も覚えてもらえたらいいな。	・引き続き専門職の配置の充実を図る。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	・建物の構造上、一部にバリアフリー化できていない箇所がある。 ・各部屋や廊下等の施設内に児童等に分かりやすい写真や絵カード等による表示を掲出し、構造化を図っている。 ・児童に応じた日のスケジュールを提示したり、タブレットや写真、絵カード等を用いたりして、意思疎通やコミュニケーションの円滑化を図っている。	・視覚優位の個性を捉えてスケジュールボードを工夫して下さっている。 ・活動している場を見てないのでわからないが、降所時の様子で想像して判断している。 ・クールダウンの場所があり、ありがたい。	・バリアフリー化できない箇所については、児童の状況に配慮しながら安全で安心できる環境のもと、よりよい療育をめざす。 ・児童の状態等によりクールダウンが必要となった場合に備え、使用できる部屋やスペースを予め確保する。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	・毎日使用前後に各部屋や廊下等を全職員で清掃している。 ・使用した部屋の机や椅子、玩具、遊具等はその都度、使用後消毒している。 ・熱中症危険度指数を測定し、室内環境を整えている。 ・年間を通じて、児童が使用する部屋の温度、湿度、換気等を機器で調整しつつ、微調整等については職員が行っている。 ・感染症対策委員会での予防・対策についての会議を踏まえ、調整をこれまで通り実施する。	・子どもに合わせて下さっていることが連絡帳からもわかり本人も楽しそうだ。	・当事業所には市内の様々な園・学校から通所しており、今後も感染症防止対策や清潔な環境づくりに取り組む。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	・月1回の定例会議で業務遂行上の課題等について協議し、全職員によるミーティングで確認している。		・全職員によるミーティングを毎日実施し、児童発達支援、放課後等デイサービス、専門職、保担当者等から業務遂行にかかる提案や改善事項等を出し合い、検討することでよりよい事業運営をめざす。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	・未実施。		・今後外部評価を活用した運営に向け検討する。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	・初任者研修や各委員会による研修会の内部研修を年間計画に基づき実施している。 ・児童発達支援管理責任者に関する研修や強度行動障害研修等の外部研修会に積極的に参加している。 ・作業療法士(OT)、臨床心理士(OP)、理学療法士(PT)を外から招聘し、全職員の研修を実施している。 ・療育アイテムの活用法や個別支援計画作成等の研修を適宜実施している。		・職員の資質向上を図るため、外部研修への積極的参加や外部講師による研修を継続する。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	・保護者とのモニタリング後や個別支援計画作成前には支援会議を開催し、児童発達支援管理責任者、児童指導員だけでなく専門職等も加わり、多角的な視点から個別支援計画(案)の検討を行っている。	・(保護者の)意見をすべて含めて考えて下さっている。	・児童が安全で安心できる居場所となるよう支援をすすめるとともに、「できなかったことができるようになった」という達成感や自信を体得できるよう、「みんなと一緒にいること、みんなと一緒に活動することが楽しい」と思える支援計画をつくっていく。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	・児童のニーズ等を踏まえ、個別の課題については専門職(OT、ST、CP)による個別療育と、コミュニケーションや社会性等の力を培うための集団療育とを組み合わせ取り組んでいる。	・子どもに合った支援をしていただいている。いろいろなプログラムがあり、楽しいようだ。 ・無理せず子どものペースに合わせてくれありがたい。	・今後も個別療育の専門職と集団療育担当者の打合せや支援会議を充実させる。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	・将来の社会生活や自立に向けた児童一人一人の長期目標を踏まえ、短期目標や具体的な支援目標を設定し取り組んでいる。 ・支援内容は、感覚統合、運動動作(粗大運動、手指動作等)、ことば・コミュニケーション、集団ルール(遊び等)、対人関係づくり、折り合いのつけ方(SST等)である。	・子をよく見て関わって下さっているなどわかる計画書だ。	・感覚統合、運動動作(粗大運動、手指動作等)、ことば・コミュニケーション、集団ルール(遊び等)、対人関係づくりや自己コントロールや折り合いのつけ方をSST等を基に具体的な支援内容を記載していく。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
適切な支援の提供(続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	・保護者等とのモニタリングやそれを受けての支援会議を実施し、計画や到達目標等についての評価を行っている。	・毎回少しずつ内容を変えながらも計画に沿って支援していただいている印象だ。	・個別支援計画は、保護者等のニーズを基に支援会議を開催し計画案を作成し、保護者に説明、同意を得たうえで療育を行っている。 ・今後も児童の興味・関心のある活動を中心に支援を実施し、目標(課題)の達成をめざす。
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	・児童受入前にミーティングを実施し、本日のプログラム、担当者、児童にかかわる留意事項の打合せや準備作業を行っている。 ・支援終了後には当日の支援を振り返り、支援についての反省と評価を行っている。 ・必要に応じて、プログラムごと(例えば、制作やミュージックケア、サーキット遊び等)について担当者間での打ち合わせを行っている。		・今後もチーム全体でプログラム案を検討し円滑に活動できる体制を整えていく。
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	・平日は学校生活も勘案し、児童それぞれの生活リズムを大切に、児童による選択を重視したプログラムを組んでいる。 ・長期休業日には多様なプログラムを作成し、事業所外での活動として、他施設を使つてのスポーツ活動や散歩、公園での遊び、水遊び(夏季)などを実施し、自然に触れたり、友だちとの協力関係等を学んだりする機会としている。 ・また、室内の活動では、工作等の制作活動で「最後までやり遂げる心」(達成感や成就感、充足感の醸成等)を身につける取組を行っている。		・今後も短期目標や具体的な支援目標に沿ったプログラムを組み、具体的な療育内容や児童の様子等を連絡帳や送迎時に保護者に詳しく伝える。 ・長期休暇利用日は、利用時間も長く活動内容も多様であるため、平日利用日以上に連絡帳に詳しく記載する。
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	・支援目標に、児童の興味・関心のあることを勘案しながら活動プログラムを柔軟に取り入れている。 ・集団活動のプログラムでは、大枠としては一定のルーティーンを保った活動をすすめるながらも、季節の行事や制作活動等(夏祭りやクリスマス会等)を組み込み、様々な体験ができるようにしている。	・毎回少しずつ内容を変えながらも計画に沿って支援していただいている印象だ。	・児童は利用のたびに成長していくため、同じプログラムを提供する場合は難度やバリエーションを変え工夫する。年度当初に一年間の主な行事等を保護者に伝え、親子で楽しみにできるようにする。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	・児童受入前には職員によるミーティングを実施し、当日の利用児童と担当者の確認、前回の様子、当日のプログラム、児童にかかる受入時・利用時の配慮事項等についての共通理解を図っている。		・今後も、その日の利用児童に関する情報の確認漏れがないように配慮し、職員同士が信頼関係をもって、適切な支援の共有ができるようにする。
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	・児童降所後には職員による「振り返り」を行い、当日の児童の様子や支援のあり方等の活動記録を作成することで、次回の目標等について検討している。		・今後も児童にかかわったすべての職員が、個別支援計画につながる多様な視点から意見等を出し合い、情報共有できるように努める。
	10 日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	・「児童活動記録」を作成し、児童の体調や体温等の健康面をはじめ、個別支援計画目標や今日の目標等を基に活動内容や児童の行動・言動、支援者の気づき等を詳しく記載している。また、身体拘束をする場合には、その様態を記載している。		・「児童活動記録」は、次回の児童支援や療育のあり方を検討する手掛かりとなるので、今後も、正確性、客観性を重視した記述を心がけていく。
11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	・通常は6か月ごとに個別支援計画の見直しを行っている。その際に、保護者とのモニタリングを実施し、児童に関するニーズや児童の様子等を聴取するとともに事業所利用時における支援や児童の様子等を伝えている。その際、障害児相談支援事業所の支援方針等を基本にして、次期計画における支援目標や課題等について説明し、最後に保護者からの同意をもらうようになっている。		・個別支援計画の見直しに関するモニタリングの際には、保護者の悩みごとや困りごと等も聞き、対応策を共に考えていく。	

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	・サービス担当者会議には、児童発達支援管理責任者と児童を担当する児童指導員が参加する。児童や保護者に対する支援の一貫性を保つため、必要に応じて、専門職も同席し、情報を積極的に伝え共有している。 ・相談事業所と連携し、モニタリングの同時開催やZoomによる支援会議を行っている。		・今後も保護者の同意のもと、児童にかかる様々な関係機関との連携を強化し情報の共有を図るため、当事業所からの積極的な働きかけをする。
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	・平素から、必要に応じて児童が通う園・学校、預かり保育(障害児タイムケア)、病院、市保健センター(健康増進課)、障害児相談支援事業所、市障害福祉課等との情報共有を行い、緊密な連携を図っている。		・今後も兵庫県医療的ケア児支援センターや関係医療機関との連携を継続するとともに、研修会等にも積極的に参加する。
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	・医療的ケア児の支援については、保護者の「主治医意見書」に沿って療育・支援を行っている。 ・医療的ケア児に状態の悪化や気になることがあった場合は、直ちに、主治医等への連絡・相談のできる体制が整っている。		・今後も当事業所を利用する医療的ケア児等の緊急時を想定し、全職員によるロールプレイを定期的実施し、救急体制や連絡体制を整備する。
	4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	・認定こども園等を併用して利用している児童が多く、必要に応じて児童の観察のための見学・相談等を相互に行っている。 ・保育所等訪問により小学校等との連携を取りながら支援の方策等について共通理解を図っている。		・今後も利用児童の在籍する小学校等から児童支援にかかる情報提供の依頼があった場合は、保護者の同意を得て、連携・支援を行う。
	5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供	・相談支援事業所の主催する支援者会議に積極的に参画し、当放課後等デイサービスでの取組等についての情報を提供している。		・今後も児童の就労する事業所等から支援にかかる情報提供の依頼がある場合は、保護者の同意を得て連携・支援を行う。
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	・全職員対象に兵庫県立こども発達支援センターによる研修会を実施している。 ・医療的ケア児の医療支援等については、毎年看護師が国立病院で看護実習を行っている。また、病院からは巡回訪問支援として児童への支援スキル等の実地指導を受けている。		・今後も専門機関が主催する研修には、現地での研修に加え、Zoomでの受講を積極的に参加できるように体制を整えていく。
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	・未実施。		・近隣園の子育て広場等での交流や市民活動センターでのイベント等の参加を検討する。
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	・事業所行事への招待は行っていないが、近くの公園で出会った地域住民とあいさつや会話をしたり、遊び場の共有をしたりする機会を大切にしている。 ・市の「障害者週間」に、児童の作品を出展したり、本事業所の活動の様子や通信等を掲示したりして、市民へ発信している。		・今後も「障害者週間」に参加する。 ・近隣の特別養護老人ホームや地域住民との交流に向けて検討をすすめる。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
保護者への説明責任・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	・利用契約にかかる施設・備品等の見学をはじめ、費用負担、職員体制、支援内容、支援形態等の利用の概要を重要事項説明書や契約書、個人情報取扱同意書等で説明している。また、意見や要望、困りことなどについての受付窓口についても説明している。		・利用契約時に保護者には説明をしているが、不明な点等については随時説明する姿勢を維持する。
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	・保護者への個別支援計画書(案)については、モニタリングや児童の登・降所時に、児童指導員と専門職とが説明を行っている。		・保護者から同意を得る際に、気になる点等があれば丁寧に対応し、児童発達支援計画を見ながら説明をする。
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	・平成31年度より幼児期(就学前)のペアレント・トレーニングを実施している。	・開催回数を増やし働いている保護者も参加できる機会を増やしてほしい。 ・平日開催なので、仕事の都合で参加できないのが残念。 ・思春期の子どもを持つ親に対しても行ってほしい。 ・毎回勉強になるし、私自身がエネルギーをもらって心が穏やかにリセットされる機会とあってありがたい。	・現在は、発達障害者支援センターのプログラムに基づき行っており、就学前児の保護者を対象としたものとなっているが、思春期の子どもを持つ親に対するペアレント・トレーニングの実施については、今後の検討課題とする。 ・ペアレント・トレーニングについて積極的な広報に心がける。
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	・保護者との連絡帳には、児童の活動の様子を詳しく書き、また保護者からの記述には丁寧に返事をしている。 ・主に降所時には利用時の児童の様子を説明し、保護者からの悩みや困りこと等の相談がある場合には懇切丁寧に答えるようにしている。	・送迎のときに様子を話していただいている。	・今後も、降所時に児童の活動の様子等をできるだけ詳しく伝え、保護者との共通理解に務める。
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	・モニタリングの主たる内容は、次期個別支援計画の見直し検討であるが、保護者からの悩みごとや困りごと等があれば聞き、専門職、看護師等からもアドバイスをしている。		・モニタリングには、保護者のニーズに合わせて、専門の職員が担当者とともに参加するなどの適切な対応ができるように務める。
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	・当事業所には「父母の会」や「保護者会」はないが、月1回(年間11回開催予定)開催の「おしゃべり会」があり、利用の有無を問わず保護者等が参加し、思いのままに感じることや今課題になっていることを話し合っている。 ・保護者同士での情報交換(特に先輩の保護者から)が活発で、子どもたちが成長していく過程で遭遇する「節目」での困りごとやその克服方法を共有することによって、保護者同士の連携や支援が広がってきている。	・園にまだ通っていない年齢の子の親は、おしゃべり会に参加しにくい。 ・保護者会の参加者が少数なので、保護者同士の連携は難しいように思うが、おしゃべり会はありがたい。 ・参加できない人がいるので、平日以外に開催してもらいたい。 ・平日開催なので、仕事の都合で参加できないのが残念。 ・参加していないのでわからない。	・今後も、保護者が主体的におしゃべり会の運営ができ、ニーズに合った内容、日程等の設定ができるよう保護者支援、環境整備に努めたい。
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	・普段から報告・連絡・相談を密にするとともに児童や保護者からの苦情があった場合は、児童発達支援管理責任者及び管理者が早急に対応している。	・きっちりとされていると思う。一度も問題なく、過ごしてきた。	・今後も迅速で丁寧な対応を心がけ、必要に応じて「意見・要望解決委員会」を開催したり、関係機関と連携したりして、早期解決をめざす。
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	・児童には、言葉だけでなく絵カードや写真、ピクトグラム、文字、表情カード、身振りや模倣(動作)等の表現方法により意思の伝達や交換を行っている。 ・保護者には、必要に応じてFAXやホワイトボードの利用、市の意思疎通支援者(手話通訳者)の派遣を申請している。	・毎回、情報をたくさんいただけてうれしい。 ・降所時詳しく当日の様子をお話いただき有難い。話を聞く間、待つことの練習ができてよい。	・今後も児童や保護者と話し合いながら、よりよい意思疎通や情報伝達をともに見出せるように取り組んでいく。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	・毎月1回発行の「にじいろつうしん」に児童の活動の様子や催しの予告、連絡事項等を掲載し配布している。	・もう少し内容の工夫を検討してほしい。個人が特定されない範囲でやりよりの紹介や、他の家庭の様子がわかるアンケートやおすすめの書籍、後援会、イベントの案内など。 ・ホームページなど見ていない。	・今後もわかりやすい情報発信を継続する。 ・ホームページの充実についても検討課題としていく。
	個人情報の取扱いに対する十分な対応	・利用契約時に個人情報取扱いについて同意を得た上で、それに基づき日々の支援活動を行っている、個人情報の保護に配慮している。	・何人の友だちと過ごしたなどの情報ぐらいは欲しい。	・今後も、個人情報の取扱いについて最大限に留意しながら、利用者の活動の様子をできるだけ具体的に伝えていく。
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	・安全・安心マニュアルを整備し、保護者閲覧用として事業所玄関に設置している。	・非常時マニュアルは契約時に説明を受けたものの、忘れてしまっていることが多く、知らないのと同じ状態である。 ・契約時に説明を受けたが、忘れてしまうので毎年確認していただきたい。	・玄関に安全・安心マニュアルを備え付け、自由に閲覧できるようにしているが、契約時の説明から年月が経っている利用者もあるため、安全・安心マニュアルの閲覧や周知方法等について再度検討する。
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	・火災や地震等を想定した訓練を年間2回定期的に実施している。 ・定期的な避難訓練のほか、障害福祉サービスにおける「事業継続計画」(BCP)を策定している。		・避難訓練を長期休業中だけでなく平日にも実施するとともに、今後も避難訓練の様子を通信等で保護者に周知する。
	3 虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	・身体拘束適正化・虐待防止委員会を開催し、年間2回の研修を実施している。 ・また、三木市地域自立支援協議会主催の虐待防止研修に参加した職員が、全職員に内容を伝達・共有している。		・今後も身体拘束適正化・虐待防止委員会を3か月に1回開催し、次年度も研修を継続していく。
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明し、了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	・事前に、保護者からの詳細な情報を基に身体拘束適正化・虐待防止委員会で「拘束の3原則」を基に拘束の様態や時刻、拘束解除の場面等について具体的に協議し共通理解を図り、内容について全職員に周知している。 ・同委員会での協議結果等を保護者に丁寧に説明し、同意書に署名をもらい、個別支援計画書にもその内容を記載している。 ・身体拘束を行う場合は、その時々当該児童に直接確認等を行いながら進めるが、拘束にかかる必要事項については児童活動記録に記載している。		・今後も身体拘束適正化・虐待防止委員会で身体拘束についての研修会を開催し、職員の共通理解及び利用者への十分な説明を図っていく。
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	・保護者からの聴取、医師の指示書に基づき、アレルギーの有無の確認を行っている。		・利用開始時に利用児童調整会議を開催し、児童に関する基本情報を把握し情報共有しているが、その中でアレルギーの有無についての確認を徹底する。
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	・事故防止対策委員会を毎月開催し、事故事案やヒヤリハット事案等についての報告、検証、対策等について協議し全職員に周知している。 ・ヒヤリハットをはじめ、毎月の事故防止対策委員会に報告のあった事案を年度末に事例集としてまとめ、再発防止に向けての取組の糧としている。		・「ヒヤリハットが重なってくると重大な事故につながる」「絶対に繰り返さない」という教訓をもとに、その原因や対応情報の共有を、今後も徹底していく。